

砺波市教育センター条例

平成 16 年 11 月 1 日

条例第 68 号

(設置)

第 1 条 砺波市における教育の振興に資するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 30 条の規定に基づき、教育センターを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 教育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 砺波市教育センター

位置 砺波市栄町 7 番 3 号

(事業)

第 3 条 砺波市教育センター(以下「教育センター」という。)は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 教育関係職員の研修に関すること。
- (2) 教育内容、指導方法等についての基礎的な調査研究に関すること。
- (3) 教育に関する情報収集及び提供に関すること。
- (4) 生徒指導の充実強化に関すること。
- (5) 教育相談に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育の振興に関すること。

(職員)

第 4 条 教育センターに所長及び必要な職員を置く。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 5 月 18 日条例第 15 号)

この条例は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

砺波市教育センター運営に関する規則

平成 16 年 11 月 1 日

教育委員会規則第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、砺波市教育センター条例(平成 16 年砺波市条例第 68 号) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第 2 条 砺波市教育センター(以下「教育センター」という。)の職員は、次のとおり定め、砺波市教育委員会が任命する。

- (1) 所長
- (2) 副所長
- (3) 主幹

- (4) 副主幹
- (5) 指導主事
- (6) 研究員
- (7) 事務職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、必要な職員

(職員の任務)

第3条 所長は、教育センターを代表し、職員を指揮監督する。

2 副所長は、所長を補佐し、所長不在の場合は、その職務を代行する。

3 主幹、副主幹、指導主事及び研究員は、所長の命を受け、事務を分掌する。

4 事務職員は、所長の命を受け、事務に従事する。

(企画運営)

第4条 教育センターの事業の企画運営について協議するため、企画運営委員会を設ける。

2 企画運営委員会については、別に規程を設ける。

(その他)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月26日教委規則第6号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月24日教委規則第2号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

砺波市教育センター企画運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、砺波市教育センター運営に関する規則第4条第2項に基づき、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 企画運営委員会は教育センターの目的、方針に則り、企画運営について協議決定するものとする。

(構成)

第3条 企画運営委員会は所長の委嘱する若干名の委員と教育センター主幹をもって構成する。なお、必要に応じて他の機関より出席を求め意見を聞くことができる。

(会議)

第4条 本委員会は、必要により所長が召集して会議の司会をつとめる。

(任期)

第5条 委員の任命は1カ年とし、欠員が生じた場合は所長の委嘱により補充し、任期は残任期間とする。

附則 この規程は、公布の日より施行する。